

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【公開番号】特開2016-48750(P2016-48750A)

【公開日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-021

【出願番号】特願2014-173631(P2014-173631)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2014.01)

H 01 L 31/0445 (2014.01)

【F I】

H 01 L 31/04 5 0 0

H 01 L 31/04 5 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月31日(2017.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の太陽電池パネルで構成される太陽電池モジュールであって、

第1の太陽電池パネルと、

第2の太陽電池パネルと、

前記第1の太陽電池パネルと前記第2の太陽電池パネルとを連結する非導電性の基板と

、
前記第1の太陽電池パネルと前記第2の太陽電池パネルとを電気的に接続する配線部材と、

を備え、

前記第1の太陽電池パネル及び前記第2の太陽電池パネルの対向する互いの辺が、凹凸形状を含む、互いに嵌合する形状であり、

前記対向する互いの辺の間に隙間を有し、

前記配線部材は、前記基板の外側に配置されることを特徴とする太陽電池モジュール。

【請求項2】

前記凹凸形状は、前記基板の第1端と第2端とを結ぶ線分に沿って前記第1の太陽電池パネルと前記第2の太陽電池パネルとが折れ曲がることを抑制し、

前記隙間は前記線分と交わる第1の方向と、前記線分に沿った第2の方向と、に沿って延びることを特徴とする請求項1に記載の太陽電池モジュール。

【請求項3】

前記太陽電池パネル側から平面視した状態において、

前記太陽電池パネルが有する面積と前記基板が有する面積とでは、前記太陽電池パネルが有する面積のほうが大きいことを特徴とする請求項1または2に記載の太陽電池モジュール。

【請求項4】

前記第1の太陽電池パネル、前記第2の太陽電池パネル及び前記基板の少なくとも一方に貫通孔を有し、

前記複数の個片の各々において、前記貫通孔から所定の距離以内となる領域の表面の高

さが揃えられていることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項 5】

前記貫通孔は前記基板に設置されていることを特徴とする請求項 4 に記載の太陽電池モジュール。

【請求項 6】

前記第 1 の太陽電池パネル及び前記第 2 の太陽電池パネルの各々は、導電性を有する支持基板と、半導体層と、前記半導体層上に形成された透明導電膜層と、を有することを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項 7】

前記第 1 の太陽電池パネル及び前記第 2 の太陽電池パネルは電気的に直列に接続されていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項 8】

前記第 1 の太陽電池パネル及び前記第 2 の太陽電池パネルの各々の発電可能面積は互いに同一であることを特徴とする請求項 7 に記載の太陽電池モジュール。

【請求項 9】

文字盤と、

請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の太陽電池モジュールと、
を備えることを特徴とする時計。

【請求項 10】

前記太陽電池パネル側から平面視した状態において、

前記太陽電池モジュールの面積は前記文字盤と等しいかまたは小さいことを特徴とする請求項 9 に記載の時計。

【請求項 11】

請求項 4 に記載の太陽電池モジュールを備え、

前記貫通孔は、時計の針を設置するためのものであることを特徴とする時計。

【請求項 12】

請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の太陽電池モジュールを備えることを特徴とする電子機器。